

〔倭訓采字前編四〕うちのをさ 天智紀に氏上をこのかみとよみ、天武紀に氏長と見ゆ、今の氏長者なり、宇文周の時の宗長に近し。

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年十二月戊戌、勅天下臣民氏族已衆、或源同流別、或宗異姓同、○中若元出于貴族之別者、宜取宗中長者署申之。

〔古史徵一夏〕宗中長者とは、所謂氏の長者にて、此を古くは氏上といへりき、後世に源氏長者、平氏長者など云は、即これなり。

〔類聚國史後宮四十〕大同元年十月壬申、勅凡貢氏女、事明令條、皆限冊已下十三已上、今須氏之長者擇氏中端正女貢之。

〔春日權現驗記三〕知足院殿忠實原長者にておはしける時、○中永久二年十月のころ、常陸國司、鹿島の宮を造營して、○中一首をそへて鹿島の宮に奉りけり、

千とせまでかけてぞまもる氏人のかみべといます君のたまづさ

〔標註職原抄別記下〕氏長者

加美部は、兄部をふるくコノカウべと訓る、カウべに同じ、さるは兄部は、子の上部の義なるを、子乃の二言を略きて、カウべとのみいふは、即この歌なるカミべにて、ウはミの音便なり、但その兄部は、市里にての長者なれど、賤民ゆゑに氏なければ、氏乃加宇倍といはずして、子乃加宇倍といへるのみ、すべて人を子といふ例は、萬葉の歌に見えて、いとふるし、これを以て氏のかうべの長者たるを辨ふべし。

〔姓序考〕氏上

氏長者は、氏長の者と云義なるを、漢土に長者といふもの、をるなべに、そにまがへて、長者とつゞけいふことになれるは、上古にうときこと、いふべし、今も諸國に、長者屋敷跡とてある